

平成26年12月16日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

発議者 湊 泰孝
中村 正孝
中澤 基行
藤本 弘
石野 善司

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

議第 2 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「環境厚生常任委員会 8 人」を「環境厚生常任委員会 7 人」に、「産業建設常任委員会 8 人」を「産業建設常任委員会 7 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 2 月 5 日から施行する。